

令和1年9月

お客さま各位

八幡信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」
を踏まえた預金規定等の改定のお知らせ

当金庫は、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、預金規定等を下記のとおり改定します。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を詳細に確認させていただく場合がございます。また、既にお取引のあるお客さまにつきましても、お取引の内容や状況等に応じて、お取引目的やお客さまに関する情報等を、改めて確認させていただく場合がございます。確認にあたっては、各種確認資料等のご提示またはご提出をお願いする場合がありますので、ご理解のうえご協力をお願いいたします。

なお、当金庫が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合やご提供いただいた情報・資料等の内容により、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合がございます。

記

1. 対象となる預金規定等

- ・普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、貯蓄預金共通規定
- ・総合口座取引規定 ・通知預金規定（個人・法人用）
- ・当座預金規定（一般用、専用約束手形口用）
- ・定期預金共通規定
- ・個人・法人兼用カード規定 ・ローンカード規定
- ・しんきんインターネットバンキング利用規定（個人用、法人用）

2. 改定日

令和2年1月1日

3. 主な改正内容

普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、貯蓄預金共通規定について、以下の条項を新設・追加します。

その他の規定においても同様の改定を行います。

・「取引の制限等」条項を新設

2. （取引の制限等）

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

・「解約等」条項を一部追加・変更（下線部分）

3. （解約等）

(1) （略）

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫は取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合

③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3) ～ (5) （略）

以上